資料4

### 「医療サービスの質の向上等のためのレセプト情報等の活用に関する検討会」 報告書

### 「はじめに」

平成 20 年 4 月から施行される「高齢者の医療の確保に関する法律(以下「高齢者医療確保法」という。)」において、医療費適正化計画の作成、実施及び評価(以下「医療費適正化計画の作成等」という。)のための調査及び分析に必要な情報を保険者等が厚生労働大臣に提出することとされている。提供される情報について、医療費適正化計画の作成等に活用することも含め、医療サービスの質の向上等のためにどう活用すべきかを検討するため、平成 19 年 7 月からこれまで 5 回にわたり、本検討会において議論を重ねてきたところである。

今般、次のとおり本検討会における議論をとりまとめたところであり、個人情報の保護に十分留意した上で、正確なエビデンスに基づく施策の実施により、医療機関、保険者等それぞれにおける取り組みとあいまって、医療の効率的な提供の推進による医療サービスの質の向上、国民の健康の保持の推進による国民生活の質の維持・向上が図られるよう、レセプト情報等を収集し、分析・活用を進めていくことを求めるものである。

### 1 医療費等に係る調査・分析の現状

- (1) 医療費のマクロ分析(制度別、種類(医科入院・医科入院外・歯科・調剤等)別、医療機関の種類別の医療費の動向)は、現在全数のレセプト(毎月約1億5千万件)を対象に行っているところであるが、疾病別、診療内容別等の詳細な分析は、基礎となるデータがないために行えない状況にある。
- (2) 疾病別、診療内容別等の詳細なデータは、別途社会医療診療行為別調査等で把握しているが、これらは抽出調査である(社会医療診療行為別調査の場合、毎年6月審査分の約50万件を無作為抽出)ため、推計を行っており、また都道府県別等の詳細な分析が困難な状況にある。
- (3) また、生活習慣病の有病者数等についても、糖尿病実態調査等の抽出調査(糖尿病実態調査の場合、5 年ごとに約1万人を無作為抽出)により把握しており、推計を行っている状況にある。

### 2 レセプトデータ等の収集・分析に関する状況

(1) レセプトデータについては、既に約4割が電子化されており、平成 23 年度には原則として全て

のレセプトが電子化される予定である<参考資料1>。

- (2) 特定健診・特定保健指導データ(以下「特定健診等データ」という。)については、制度開始当初の平成20年度から、電子的に作成・管理等行う予定となっている。
- (3) 高齢者医療確保法第 16 条に基づき、厚生労働大臣は、全国医療費適正化計画及び都道 府県医療費適正化計画の作成等に資するため、医療保険者から提出された情報の調査・分 析を行うこととなっている<参考資料2>。

### 3 レセプトデータ等の収集・分析に当たっての主な論点

(1) 厚生労働大臣が高齢者医療確保法第 16 条に基づき調査・分析する情報としては、上記1の現状にかんがみ、より正確な分析を行うために、全てのレセプトデータ及び特定健診等データが必要と考えられる。

また、各医療保険者のデータは、それぞれの被保険者(被扶養者も含む。)の特徴を反映したデータとなっているため、我が国全体の施策のあり方を検討する上では、すべての対象者のデータを把握した上で分析を行う必要がある。

(2) レセプトデータ及び特定健診等データには、患者の病名等慎重に取り扱うべき情報が含まれており、また、医療費適正化計画の作成等に必要な分析上、特定の患者等(特定健診の受診者、特定保健指導の利用者を含む。以下同じ。)を識別する必要はないことから、患者等については特定の個人が識別できないよう、国がデータを収集する際には、患者等の氏名等個人情報を削除する必要がある。

なお、医療費適正化計画の作成等に必要な分析として、医療機関の種類別の状況や病床数の状況に関する分析を行うこととしており、このため、レセプトデータ上、医療機関・薬局コードの収集は必要である。したがって、国が収集するデータに「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」上の個人情報が含まれることとなることから、収集データは同法に基づき適切に取り扱われなければならない。

(3) 特定の患者等の識別は不要であるが、生活習慣病対策による生活習慣病の発症・重症化の防止効果の評価等を行うためには、同一人物の時系列分析が必要である。

なお、その際には、ハッシュ関数の活用等技術的な対応について十分に検討し、特定個人が 識別される形でデータが収集されることのないよう十分留意すべきことは言うまでもない。

(4) 患者等の個人情報は削除するものの、医療費適正化計画の作成等のために分析上必要な情報として病名等慎重に取り扱うべき情報が含まれているデータを国が収集するに当たっては、収集・分析によるメリットと収集されることによるデメリットを比較した場合に、メリットが上回っている必要がある。

しかるに、上記のようにすべてのレセプトデータ及び特定健診等データを収集することにより、 次のような分析も含めた活用が可能となり、正確なエビデンスに基づいた効果的・効率的な施 策を実施し、医療サービスの質の向上等を図ることができると考えられる。

- ① すべてのレセプトデータを用いることにより、詳細な分析が可能となり、医療費の実態を詳細かつ正確に把握することができる。
- ② また、同一人物を同定した上で、特定健診等データを経年的に分析することにより、生活習慣病対策による生活習慣病の発症・重症化の防止効果等を評価することができる。
- ③ さらに、レセプトデータ及び特定健診等データを突合することにより、生活習慣病対策が医療費に及ぼす影響等について評価することができる。
- (5) なお、レセプトデータ及び特定健診等データを保管し、また活用する際には、情報の漏洩等がないよう、個人情報保護法制の下、十分なセキュリティ対策が講じられることが不可欠である。

### 4 国が行う分析の目的に関する考え方

(1) 医療費適正化計画の作成等に資する調査・分析を行うことが、高齢者医療確保法第 16 条に基づきレセプトデータ及び特定健診等データを収集する一義的な目的である。

医療費適正化計画は、医療提供体制や医療保険制度の持続可能性を確保する観点から、 医療の効率的な提供の推進並びに国民の健康の保持の推進を図るために必要な施策をとりま とめたものであることから、この趣旨に照らし、効果的・効率的な施策の実施や、施策の効果の 検証等の評価を、データの収集・分析による正確なエビデンスに基づいて行うものである。

(2) 一方、上記(1)の分析以外であっても、当該データを活用することが、新たに別途データを収集することと比較考量すれば、国民負担の軽減につながり、また迅速な分析、的確・適切な施策の迅速な実施により、行政サービスの向上、行政運営の効率化につながる場合もあると考えられる(例えば、感染症などの疾患の実態把握に基づく施策や、介護給付費と医療費の実態把握に基づく施策など)。

このため、所掌事務の遂行に必要な範囲内であることを前提とした上で、上記(1)の分析のほかにも、当該データの分析・活用が、上記(1)の分析目的と同様に、医療サービスの質の向上等を目指して正確なエビデンスに基づく施策を推進するに当たって必要かつ有効となる場合についても、国が行う分析の目的に含めて考えることも必要と考えられる。

#### 5 国が行う分析の内容に関する考え方

(1) 高齢者医療確保法第 16 条に基づき、医療に要する費用に関する地域別、年齢別又は疾病別の状況、医療の提供に関する地域別の病床数の推移の状況等に関する情報について調査・

分析を行う。

(2) 上記4(2)により、収集データを国が分析・活用するに当たって、医療費適正化計画の作成等に活用する場合のみに厳格に限定することは適当ではなく、医療サービスの質の向上等を目指して収集データを分析・活用する必要性・緊急性等を適切に判断した上で、データの分析・活用ができるような仕組みも必要と考えられる。

ただし、実際に上記4(1)の分析以外の分析・活用をする場合には、それが本来の一義的な目的ではないことにもかんがみ、その必要性・緊急性等を事前又は事後に対外的に明確にしておくような仕組みを検討することが必要と考えられる。

(3) なお、レセプトは診療(調剤)報酬明細書であり、診療(調剤)報酬の請求のために作成されているものであることから、分析という新たな視点から見た場合には、現行のレセプトデータにおいては、分析できる内容が限定される場合もあることに留意する必要があり、分析内容が限定される場合について一定の整理をしておくことも必要である。

### 6 国以外の主体によるレセプトデータ等の活用のあり方

(1) 都道府県医療費適正化計画の作成等に資するための調査・分析も、高齢者医療確保法第 16 条に基づき国が実施し、その結果を公表するものであるが、都道府県は、同法第 15 条に基づき、都道府県医療費適正化計画の評価に必要がある場合には、国に対して、必要な資料の提出に関し、協力を求めることができる〈参考資料2〉。具体的には、同法第 16 条に基づき国が都道府県に提供する調査分析結果のほかに、さらに追加的に新たな切り口での集計が必要と当該都道府県が判断する場合などが想定される。

このため、都道府県からの求めに応じて、国が、収集したレセプトデータ及び特定健診等データを提供する仕組みも必要である。

なお、その場合には、当該データには慎重に取り扱うべき情報が含まれていることにもかんがみ、 国からのデータの提供が必要であるとする具体的な利用目的や利用範囲等について当該都道 府県に明確に示してもらった上で、その合理性を判断し、必要な範囲内でデータを提供するよう にする必要がある。

(2) 上記4(2)に示したような考え方を前提とするならば、国以外の主体が、国が収集したレセプトデータ及び特定健診等データを用いて、医療サービスの質の向上等を目指して正確なエビデンスに基づく施策を推進するに当たって有益となる分析・研究、学術研究の発展に資するような研究を行うことを一律に排除することは、国民負担の軽減、的確・適切な施策の迅速な実施という視点に立てば、かえって適切とは言えないと考えられる。

したがって、上記(1)により都道府県が活用する場合のほか、国以外の主体がこうした公益目的で国の収集データの提供を受けて分析・研究し、国において施策を検討する際にその分析・

研究の成果を活用できるような仕組みも必要と考えられる。

ただし、その際には、以下の点について十分留意する必要がある。

- ① データの利用目的として公益性の確保が必要であることのほか、研究目的や研究計画、データの分析方法、データの使用・管理方法等について、個別に審査した上で、当該研究に必要な範囲内でデータを提供すること。
- ② 個別ケースごとの審査に当たって、公平・中立な観点から、データ利用の目的や必要性等について審査し、提供の可否等を決定する仕組みが必要であること。
- ③ 個別ケースごとの審査の基準となる、第三者への提供に係る具体的なルールが別途必要であること。

当該ルールづくりに当たっては、新統計法における調査票情報等の利用及び提供のルール(現在総務省及び内閣府統計委員会において検討中)も踏まえて検討する必要があること。

④ 上記③のルールに基づき国から適切にデータの提供を受けた者以外の者が、結果的に当該提供データをそのまま利用することのないよう徹底すること。

また、この点についても上記③のルールの中で必要な措置を講じておくこと。

⑤ レセプトデータ及び特定健診等データには、患者の病名等慎重に取り扱うべきデータが含まれていること等にかんがみ、上記③のルールに基づいて国がデータを提供する際にも、収集データをそのままの形で提供することは適当ではなく、当該データの一部(例えば患者等について原則として同一人物に同一に付される一連の番号、医療機関・薬局コード、一部の病名など)を加工するなどの対応が別途必要であること。

この場合の対応方針についても、上記③のルールの中でできるだけ明確に整理しておく必要があること。

参考1: 本検討会の開催要綱

別添1のとおり

参考2: 本検討会におけるこれまでの検討議題

別添2のとおり

参考3: レセプト情報・特定健診情報の収集・活用について(全体図)

別添3のとおり

# 参考資料

### レセプト請求件数・レセ電普及率 (平成19年11月請求分)

	レセプト請求 件数(百万件)	レセ電普及率 (%)
医科	8 7	29.3
歯科	1 6	
調剤	4 4	82.3
<b>≒</b> †	1 4 7	42.1

(注1) 件数は、社会保険診療報酬支払基金及び各都道府県国民健康保険団体連合会の審査分の合計

(注2) 普及率は、レセプト件数ベースであり、社会保険診療報酬支払基金及び各都道府県国民健康 保険団体連合会の審査分 ○高齢者の医療の確保に関する法律(抜粋)

(資料提出の協力及び助言等)

第15条 厚生労働大臣又は都道府県知事は、第十一条第一項若しくは第二項の評価又は第十二条第一項若しくは第三項の評価を行うために必要があると認めるときは、保険者、医療機関その他の関係者に対し、必要な資料の提出に関し、協力を求めることができる。

(第2項 略)

(医療費適正化計画の作成等のための調査及び分析等)

- 第16条 厚生労働大臣は、全国医療費適正化計画及び都道府県医療費適正 化計画の作成、実施及び評価に資するため、次に掲げる事項に関す る情報について調査及び分析を行い、その結果を公表するものとす る。
  - 一 医療に要する費用に関する地域別、年齢別又は疾病別の状況その他 の厚生労働省令で定める事項
  - 二 医療の提供に関する地域別の病床数の推移の状況その他の厚生労働 省令で定める事項
- 2 保険者及び第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合は、厚生労働 大臣に対し、前項に規定する調査及び分析に必要な情報を、厚生労働省令 で定める方法により提供しなければならない。

### 「医療サービスの質の向上等のためのレセプト情報等の活用に 関する検討会」開催要綱

#### 1 目 的

平成20年4月1日から施行される「高齢者の医療の確保に関する法律」において、医療費適正化計画の作成等のための調査・分析に必要な情報を保険者等が厚生労働大臣に提出することとしており、その一環としてレセプト情報等の提供を想定しているところである。

このため、医療費適正化計画の作成等に活用することも含め、提供されたレセプト情報等を医療サービスの質の向上等のために、どう活用すべきかを検討するため、関係者の参集を得て、厚生労働省保険局長が開催する。

### 2 検討事項

- (1) レセプト情報等の収集方法のあり方
- (2) レセプト情報等の分析にあたっての方法・用途のあり方
- (3) 国以外によるレセプト情報等の活用のあり方
- (4) その他

### 3 検討会の構成

- (1)検討会は、学識経験者、医療保険に係る関係機関の代表者から構成し、メンバーは別紙のとおりとする。
- (2) 保険局長は、必要に応じてメンバー以外の関係者の出席を求めることができる。

#### 4 検討会の運営

- (1)検討会に座長1名を置くこととし、メンバーの中から互選する。
- (2) 座長は検討会を進行し、意見を集約する。
- (3) 検討会の庶務は、厚生労働省保険局総務課保険システム高度化推進室が行う。
- (4)検討会の議事は、別に検討会において申し合わせた場合を除き、公開とする。
- (5) この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、検討会において定める。

### 附則

この要綱は、平成19年7月12日から施行する。

## 「医療サービスの質の向上等のためのレセプト情報等の活用に

関する検討会」メンバー名簿 (50音順) 足利 聖治 (あしかが しょうじ) 社会保険診療報酬支払基金 専務理事 裕之 (いいくら ひろゆき) 日本労働組合総連合会総合政策局生活福祉局 部長 飯倉 稲垣 明弘 (いながき あきひろ) 日本歯科医師会 常務理事 稲垣 恵正 (いながき よしまさ) 健康保険組合連合会 常務理事 杏林大学医学部総合医療学講座非常勤講師 井原 裕官 (いはら ひろのぶ) (東京都社会保険診療報酬支払基金副審査委員長) 滋賀医科大学社会医学講座福祉保健医学部門教授 上島 弘嗣 (うえしま ひろつぐ) 大熊 由紀子(おおくま ゆきこ) 国際医療福祉大学大学院教授 岡本 悦司 (おかもと えつじ) 国立保健医療科学院経営科学部経営管理室室長 尾崎 孝良 (おざき たかよし) 弁護士(日本医師会総合政策研究機構主任研究員、 東京大学工学部非常勤講師) (かいはら しげこと) 国際医療福祉大学大学院院長 開原 成允 櫻井 正人 (さくらい まさひと) 国民健康保険中央会 常務理事 砂原 和仁 (すなはら かずひと) 日本経済団体連合会 社会保障委員会医療改革部会 医療制度改革検討ワーキング委員 中川 俊男 (なかがわ としお) 日本医師会 常任理事 野口 晴子 (のぐち はるこ) 国立社会保障 • 人口問題研究所 社会保障基礎理論研究部·第二室長 東京大学大学院医学系研究科教授 橋本 英樹 (はしもと ひでき) 樋口 節雄 (ひぐち のりお) 東京大学法学部教授 廣松 毅 (ひろまつ たけし) 東京大学大学院総合文化研究科・教養学部教授 (まつだ 松田 晋哉 しんや) 産業医科大学医学部公衆衛生学教授 (もり まさひら)

日本薬剤師会 常務理事

森

昌平

### 医療サービスの質の向上等のためのレセプト情報等の活用に関する検討会 検討議題

- 1 第1回(平成19年7月25日)
  - (1) レセプト情報・健診情報の流れ
  - (2) レセプト情報・健診情報の活用に関するこれまでの指摘
  - (3) レセプト情報・健診情報の活用に当たっての主な論点
  - (4) 今後のスケジュールについて
- 2 第2回(平成19年10月3日)
  - (1)諸外国(アメリカ、韓国、フランス)の事例について (野口委員、岡本委員、松田委員からご説明)
  - (2) 国内(滋賀県)の取り組みについて (上島委員からご説明)
- 3 第3回(平成19年11月30日)
  - (1) 現行のレセプトの分析に当たっての留意点について (稲垣(恵)委員、井原委員、足利委員からご説明)
  - (2) レセプトデータ、特定健診・特定保健指導データの収集方法等について
- 4 第4回(平成19年12月26日)
  - (1) レセプトデータと健診等データに係る研究(報告) (岡本委員からご説明)
  - (2)論点整理
- 5 第5回(平成20年1月30日)
  - これまでの議論のとりまとめ

### レセプト情報・特定健診情報等の収集・活用について (全体図)

